

隣接校種教諭免許状 免許法別表第8 高校教諭一種免許状の取得

【基礎資格・必要在職年数】

□ 中学校教諭の普通免許状を有すること（取得しようとする免許の相当教科であること。二種免許状を除く。）

□ 基礎資格取得後、中、高、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期又は後期課程、特別支援学校中学部又は高等部において最低在職年数 3年以上

【必要単位】

基礎資格取得後に修得した単位により最低修得単位数を満たしていること		必要単位	施行規則第18条の2の表第4号の適用を受ける場合、基礎となる在職年数が3年以上あることに加えて、以下の学校で1年以上の在職年数があること（H28.4.1以降に計4年以上の経験があること）。		修得単位
			1年	2年	
最低修得単位数	各教科の指導法	受けようとする免許状教科について修得する	2	1	1
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	2	2	1
	※生徒指導、進路指導、教育相談の内容は全て含まなければならない。	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
	大学が独自に設定する科目	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
	※	8	6	4	
合計			12	9	6

※施行規則第18条の2表備考第3号

大学が独自に設定する科目の修得方法について、中校教諭免許状（二種免許状を除く）を有する者が高等学校教諭一種免許状を受ける場合、地理歴史の免許状の授与を受ける場合にあつては地理歴史の教科に関する専門的事項に関する科目の内1以上の科目について1単位以上を、公民の免許状の授与を受ける場合にあつては公民の教科に関する専門的事項に関する科目の内1以上の科目について1単位以上を、情報の免許状の授与を受ける場合にあつては情報の教科に関する専門的事項に関する科目（情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理及びコンピュータ・情報処理を除く。）についてそれぞれ1単位以上を、工業の免許状の授与を受ける場合にあつては工業の教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。